

株 主 各 位

東京都台東区寿四丁目1番2号
株式会社 三栄コーポレーション
代表取締役社長 水 越 雅 己

第73回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

この度、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に罹患された方々およびご関係者の皆様、また、感染症の拡大により影響を受けている皆様に、心よりお見舞いを申しあげます。

さて、当社第73回定時株主総会を下記のとおり開催いたします。

なお、後述のとおり、書面(議決権行使書用紙)または電磁的方法(インターネット)によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、「議決権行使方法のご案内」(4頁)に従いまして、2022年6月28日(火曜日)午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月29日(水曜日)午前10時
2. 場 所 東京都墨田区横網一丁目6番1号
第一ホテル両国 5階 北斎
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目 的 事 項

- 報告事項
1. 第73期(2021年4月1日から2022年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第73期(2021年4月1日から2022年3月31日まで) 計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 監査等委員でない取締役5名選任の件

以 上

1. 新型コロナウイルス感染症防止への対応について

【株主様へのお願い】

- ・新型コロナウイルス感染症防止の観点から、座席の間隔を拡げるため、席数を制限しております。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大の状況次第では、やむなく会場や開始時刻が変更となる場合があります。その場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.sanyeicorp.com/>)よりお知らせいたします。株主様におかれましては、当日ご来場いただく場合でも、事前に、当社公式サイトを必ずご確認くださいませようようお願い申し上げます。
- ・ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。また、会場受付で消毒および検温にご協力をお願いいたします。なお、役員および株主総会運営スタッフは、マスク着用で対応させていただきます。
- ・開催時間を短縮するため、議場における詳細な説明は省略させていただく場合がございます。株主様におかれましては、事前に招集ご通知にお目通しいただきますようお願い申し上げます。
- ・本株主総会の状況を以下のサイトにてライブ中継いたします。ご視聴の株主様からライブ中継を通じて議決権行使およびご質問を承ることはできませんが、どうぞ、この方法にて本株主総会をご視聴いただきますようお願い申し上げます。

■ライブ中継

URL : <https://www.net-presentations.com/73/>

ユーザ名 : * * * * *

パスワード : * * * * *



■スマートフォン・タブレット端末で視聴される方は、QRコードを読み取りアクセス、パソコンから視聴される方は、URLを入力し、いずれもアクセス後、ユーザ名・パスワードを入力してください。

■ライブ中継は2022年6月29日午前9時45分から、株主総会終了時までとなります。

■ご視聴いただく際の通信費等は株主様のご負担となります。

2. ご来場に際してのお願い

- ・ご来場の際は、お早めにお越しください。
- ・大きなお荷物(キャリーバッグなど)をお持ちの方は、会場受付付近のクロークをご利用ください。
- ・当日のご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。なお、当日のご出席は議決権を有する株主様ご本人または代理人(議決権を有する株主様)の方1名に限ります。
- ・カメラやスマートフォン、携帯電話などによる会場内の撮影や録音は、ご遠慮ください。
- ・ご出席いただいた株主様にお土産をご用意しております。なお、ご提出の議決権行使書の枚数にかかわらず、ご出席の株主様お一人に対し1つとさせていただきますので、何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。

3. ウェブサイト掲載のご案内

- ・株主総会招集ご通知添付書類のうち、以下の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております。監査等委員会および会計監査人は、ウェブサイトに掲載されている事項も監査しております。
 - ① 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制
 - ② 連結株主資本等変動計算書
 - ③ 連結注記表
 - ④ 株主資本等変動計算書
 - ⑤ 個別注記表
- ・株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトにて修正後の事項を掲載いたします。

当社ウェブサイト <https://www.sanyeicorp.com/>

4. 議決権行使方法のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様が当社の経営に参加できる重要な権利です。議決権行使は、以下の3つの方法がございます。株主総会参考書類（44～55頁）をご検討の上、議決権行使をお願いいたします。

株主総会にご出席の株主様



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

※代理人としてご出席いただける方は、議決権を有する株主様1名のみとし、会場受付にて代理権を証明する書面の提出が必要となりますので、ご了承ください。

株主総会開催日時・会場

2022年6月29日（水曜日）
午前10時

第一ホテル両国
5階 北斎

※末尾の会場ご案内図をご参照ください。

受付開始予定時刻：午前9時

株主総会にご出席いただけない株主様

郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようにご返送ください。

※各議案について賛否の表示がない議決権行使書が提出された場合は、“賛”の表示があったものとして取り扱いします。

行使期限

2022年6月28日（火曜日）
午後5時30分到着分まで

※行使期限後に到着する議決権行使書が多数ございます。お早目にご投函くださいますようお願いいたします。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

- 賛成の場合 ▶ 「賛」の欄に○印
- 否認する場合 ▶ 「否」の欄に○印

インターネットで議決権を行使される場合



当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された議決権行使コードおよびパスワードをご利用いただき、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月28日（火曜日）
午後5時30分受付分まで

詳細は5～6頁をご覧ください。

議決権行使書

株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

○○○○○ 御中

××××年 ×月××日

○○○○○○○

切取線

1. _____
2. _____
3. _____
4. _____

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

○○○○○○○

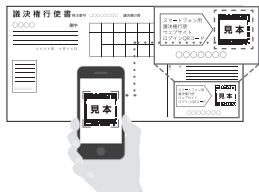
5. インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによ
ってのみ可能です。スマートフォンとパソコンでご利用いただけます。携帯電話専用サイトは開設しておりませ
んのでご了承ください。

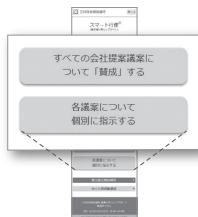
議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

(1)スマートフォンでの議決権行使の手順

- ① 同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブ
サイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読
み取ります。



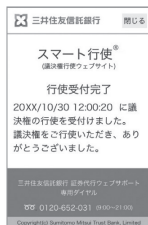
- ② 表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。
議決権行使方法は2つあります。



- ③ 画面の案内に従って
各議案の賛否をご入力ください。



- ④ 確認画面で問題がなければ
「この内容で行使する」ボタンを
押して議決権行使完了！



議決権再行使のお手続き方法について

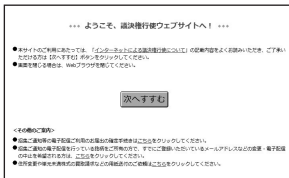
一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合は、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります（パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>へ直接アクセスして行使いただくことも可能です）。



※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

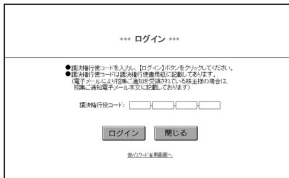
(2)パソコンでの議決権行使の手順

1



議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセス！

2



お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック！

3



お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力の上、「新しいパスワード」を設定し、「登録」をクリック！

▶▶ 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

ご留意事項

- ※複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われた行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- ※また、ご投函された議決権行使書用紙の到着とインターネットによる議決権行使が同日内にあった場合は、インターネットによる行使を有効とさせていただきます。
- ※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトが利用できない場合があります。
- ※議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 午前9時～午後9時）

事業報告

(2021年 4 月 1 日から
2022年 3 月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

[内外環境]

当連結会計年度におけるわが国経済は、ワクチン接種の進展とともに、政策の焦点が新型コロナウイルス感染症の防疫一辺倒から経済活動との両立に徐々にシフトし、デルタ株への感染が鎮静化した年末にかけて、個人消費に回復の兆しが見られました。しかしながら、年明け以降、オミクロン変異株への感染が急拡大すると、再び個人消費が低迷するなど、内需については、年度を通じて、新型コロナウイルス感染症による不冴えな状況が継続しました。外需については、本邦に先駆けて経済活動の正常化が進む先進国を中心とした旺盛な海外需要を背景に、比較的堅調に推移しました。しかしながら、経済の再開が進んだことで需給が逼迫し原材料や資源価格が上昇したほか、コロナ禍による人手不足やコンテナ不足がサプライチェーンそのものに混乱をきたし物流コストも上昇するなど、世界的にもコロナ禍の影響を拭いきれない一年となりました。年度末にかけては、ロシアがウクライナに侵攻し、それに伴ってエネルギー価格の高騰に拍車がかかるなど、先行き不透明感が一段と高まりました。

[主要施策]

当社グループでは、「くらしに、良いものを。」をテーマに、暮らしに寄り添う生活用品の取扱いを事業の主軸に置き、「OEM事業」と「ブランド事業」という二つのビジネスモデルを展開しております。当社グループとしては、withコロナ・afterコロナを見据え、OEM事業においては、調達力・販売力・価格競争力の強化を目的とした営業体制の整備やローコストオペレーションの推進、ブランド事業においては、不採算店の削減など市場動向に見合う店舗戦略の推進により損益分岐点の引き下げを図るなど、採算性向上や経営体質強化に関わる施策の実践に注力してまいりました。また、WEBマーケティングの強化、本質において秀逸なブランドのラインナップ拡充などの施策にも努めてまいりました。

〔連結業績〕

当連結会計年度は、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発令されていない期間においても、外出自粛傾向が継続するなど、消費活動は期を通して足取りが重い展開となりました。こうした状況下、OEM事業における売上高は、コロナ禍の巣ごもり需要を背景として、家具家庭用品事業セグメントの売り上げが増加したことを主因に、前期比増加しました。ブランド事業においては、OEM事業と同様に、家具家庭用品事業セグメントの売り上げは増加したものの、実店舗を販路の主軸とする服飾雑貨事業セグメントの減少を主因に、売上高は減少となりました。

この結果、当連結会計年度の売上高につきましては、前期比2.8%増加の339億7千6百万円となりました。利益面につきましては、原材料や資源価格の高騰に加えて、物流コストが上昇したことを主因に、売上総利益は前期比7億4千万円減少の82億4千1百万円となりました。店舗戦略見直しによるブランド事業の経費削減効果等により、販管費は前期比で5億3千7百万円削減しましたが、売上総利益減少の影響が大きく、営業利益、経常利益につきましては、前期比でそれぞれ2億2百万円、2億1千万円の減少の9億1千2百万円の損失、6億5千7百万円の損失となりました。親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、前期比2億2千7百万円減少の9億4千5百万円の損失となりました。

〔セグメント別業績〕

（家具家庭用品事業）

当報告セグメントの売上高は、前期比18.6%増加の210億2百万円となりました。OEM事業では、海外経済の早期回復と国内の底堅い巣ごもり需要を背景に、前期比で伸長しました。ブランド事業においても、巣ごもり需要を背景として、「MINT（ミント）」などの家具・インテリアのネットショップの売り上げが堅調に推移し前期比増加となったほか、ドイツのテーブルウェアブランド「Villeroy&Boch（ビレロイアンドボッホ）」等を取扱う(株)エッセンコーポレーションの売り上げも前期を上回りました。

セグメント利益については、原材料価格や物流コスト上昇の影響を徐々に受ける形となり、前期比1億1千2百万円減少の7億5千万円となりました。

（服飾雑貨事業）

当報告セグメントの売上高は、前期比11.3%減少の77億3千8百万円となりました。OEM事業では、トラベル商材の需要回復が遅れていることを主因に、前期比減少となりました。ブランド事業においては、コロナ禍による消費者の外出自粛傾向が長期に亘り継続したことを主因に、実店舗を販路の主軸とするベルギーのプレミアム・カジュアルバッグブランド「Kipling（キプリング）」を販売する(株) L&S コーポレーションおよびドイツのコンフォートシューズブランド「BIRKENSTOCK（ビルケンシュトック）」等を販売する(株)ベネクシーの売り上げが前期比減少となりました。

セグメント利益については、ブランド事業において、店舗集約等の経費削減施策が奏功し、前期比4億1千万円改善し、7億2千4百万円の損失となりました。

(家電事業)

当報告セグメントの売上高は、前期比22.6%減少の36億7千3百万円となりました。OEM事業の売り上げは、世界的なコンテナ不足や中国を中心とした製造現場での物流停止期間が長期にわたるなど、出荷量が減少したことで前期比減少となりました。ブランド事業においては、理美容家電・調理家電などを取扱う(株)ゼリックコーポレーションの売り上げが、海外向けは伸長したものの、国内向けが落ち込んだことから、前期比同水準に留まりました。

セグメント利益については、売上高減少に加えて原材料価格の高騰により、前期比4億4千5百万円減少し、2億5千7百万円の損失となりました。

セグメント別売上状況

セグメントの名称	売上高	構成比	前期比
家具家庭用品事業	21,002百万円	61.8%	18.6%
服飾雑貨事業	7,738百万円	22.8%	△11.3%
家電事業	3,673百万円	10.8%	△22.6%
報告セグメント計	32,414百万円	95.4%	4.0%
その他	1,561百万円	4.6%	△16.6%
合計	33,976百万円	100.0%	2.8%

(2) 資金調達の状況

当社グループの主要な資金需要は、棚卸資産の購入のほか、人件費、販売費および一般管理費等の費用ならびに当社グループの設備の新設および改修等に係る投資となります。また、今後、当社グループの新たな収益源となり、企業価値向上に資するとの判断から、M&Aを含む新規事業への投資も資金需要の対象となります。

資金需要の財源といたしましては、営業活動によるキャッシュ・フローおよび自己資金のほか、主要取引銀行から供与された円資金借入枠に基づく借入金となります。なお、当社および国内子会社との間でCMS(キャッシュマネジメントサービス)を導入しており、これにより、各社における余剰資金を当社へ集中し一元管理することで、資金効率の向上に努めています。また、「流動性の確保」「金利上昇リスクのヘッジ」等を目的に社債の発行および長期借入金の実行もしております。

一方、当社では、為替相場変動リスクのヘッジ方法の一貫として、国内OEM取引先との間で商品代金等の決済を米ドル建てで行う契約を締結しています。このため、短期のつなぎ資金として米ドル資金が必要となりますが、その調達源として、当社では、主要取引銀行との間で中長期

多通貨コミットメントラインを締結しております。これにより、今後、本邦において米ドル資金調達リスクが想定外に顕在化した場合でも、米ドル資金の流動性を確保することができます。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資額は1億6千3百万円で、この主たるものは、金型投資および情報システム投資であります。

(4) 対処すべき課題

【ニューノーマルやサステナビリティなどへの対応】

今般の新型コロナウイルス感染症蔓延に伴う社会的な移動や行動の自粛あるいは制限により、当社グループは、ブランド事業のみならずOEM事業においても大きな影響を受けました。しかしながら、コロナ禍は、テレワークなどニューノーマル（新常態）と言われる働き方改革を促したとともに巣籠り需要などの新たなビジネスチャンスをもたらしていることも事実であり、企業にとっては、SDGsやESGへの取組強化と併せて、経営の舵取りの巧拙が問われる正念場とも言える時代に直面していると考えられます。当社グループとしては、これまでの長い歴史の中で、幾多の難局を乗り越えてきたように、今後も柔軟な発想や高度な専門性および行動力を武器に、当社グループ一丸となって、目の前の難局を一つ一つ乗り越え、力強い回復と持続的な成長を目指してまいります。

【営業面の強化に関わる課題】

①OEM事業の対処すべき課題

OEM事業では、お客様のブランド製品を、当社グループが有する世界規模のサプライチェーンを駆使して適切な価格でタイムリーにお届けしていますが、近年のご要望の多様化・高度化や、今後のwithコロナ時代に対応すべく、中国とマレーシアの自社工場を含め、当社グループのサプライチェーンの精度・効率を一層進化させることが課題となります。さらに、マーチャンダイザー(商品企画営業担当者)の専門性やマーケティング能力を向上させ、単にお客様の設計や仕様に沿うだけでなく、健やかで潤いのあるくらしを創造する製品となるよう、企画立案からパッケージング、ロジスティックサポートに至るまで、積極的に関わることができるプロ集団となることを心掛けております。そしてこれこそが「健康と環境」をテーマに真に優れた生活用品を提供する当社グループの経営ビジョンに通じていくものと考えております。

②ブランド事業の対処すべき課題

ブランド事業では、「健康と環境」をテーマとした、当社グループ独自のブランドあるいは海外の秀逸なブランドを主に日本市場において展開しております。ブランドが市場に受け入れられ、さらに浸透するには長い年月を経て共感とご満足をいただく必要があります。そのため、緻

密な市場分析や消費動向分析、的確なセグメンテーション、効果的な販売促進や広報活動など、一貫したブランディングの実践によりお客様満足度を向上させ、事業の安定化を盤石にしていくことが最重要課題となります。

また、コロナ禍を受けて、消費者の世界観と価値観が大きく変化してきているとはいえ、「くらしに、良いものを。」という消費者の希求の本質に変化はないものと思われ、当社としては、従来以上に、一時の流行に流されにくく本質にこだわった秀逸なブランドの展開に努めることが重要な課題と考えます。ブランド店舗運営に当たっても、引続き安定的な収益基盤の確立を目的として、市場動向に見合った店舗戦略を推進するとともに経費支出の適正化に努めるなど、採算性の向上に取り組んでまいります。また、ニューノーマルへの対応を含めて、ECビジネスの強化にも積極的に努めてまいります。

③新規事業へのチャレンジ

当社グループは、長年に亘り様々な外部環境の変化に巧みに順応し、事業内容を柔軟に変化・対応させていくことで、幾多の困難も克服してまいりました。これからも激しく変動する外部環境に対処・順応して持続的に成長するため、果敢なチャレンジを継続することも重要課題となります。

④安定的な収益基盤の強化

今般の新型コロナウイルス感染症蔓延に伴う社会的な移動や行動の自粛あるいは制限が長期に亘ったことから、当社グループは、単体・連結ともに売り上げを大きく落とし、大変遺憾ながら、2期連続の赤字決算を余儀なくされました。そのため、今後、安定した収益基盤を確立するためには、採算性を重視した事業を追求することが重要課題と改めて認識しております。OEM事業・ブランド事業を問わず、サプライチェーンの見直しによる物流コストの低減を始めとして、コスト構造の抜本的見直しによる損益分岐点引下げと、収益性及び将来性を軸とした事業の選択と集中に注力してまいります。

【管理面の強化に関わる課題】

①個人のパフォーマンスを最大化するマネジメント

企業理念として掲げた「随縁の思想」の下、当社は人材を重要な資産と捉えています。今後とも、優秀な人材の安定的な確保に努めるとともに、教育・研修制度を充実させて社員教育・研修機会の創出・拡大を図ることで、経営環境の変化にも柔軟に対応できる次世代リーダーの人材育成に積極的に取り組んでまいります。また、withコロナ・新常態に適応した「働き方改革」の推進と「人事制度」の整備(就業規則・評価制度の見直しなど)等に取り組んでおり、在宅勤務制度を導入いたしました。

②グローバル管理態勢の深化

グローバルベースでのグループシナジー効果を最大限発揮し、経営効率を高めるため、レポート・決裁ラインの明確化、適切な権限委譲、適材適所の実現のほか、本社管理部門のコモンキッテン化による国内外関係会社管理業務の効率化および経費抑制の追求、基幹システムの活用による各種経営情報・指標を容易に捕捉できる体制の構築などに引き続き取り組んでまいります。

③攻めと守りのガバナンス推進

持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、取締役会の議論活性化を図るために導入した「審議」事項を活用し、高度化・複雑化した経営課題に迅速・果断に取り組んでおります。また、具体的な攻めのガバナンス体制の強化策として、グループ全体の決裁権限体系の見直しと決裁権限委譲の推進に取り組むことで、取締役会の監督機能の強化と業務執行に係る意思決定の迅速化を図るとともに、守りのガバナンス体制整備の一環として、ガバナンス体制構築の基本となる当社の内部統制システムやリスクマネジメント体制等のレビューをかねて、全てのＣＧコードに対する当社の取組姿勢や現況を取りまとめた「ＣＧコード・ガイドライン」を策定・公表したほか、社長直属機関である内部監査室の監査報告書を社長および取締役会宛とするデュアルレポート化も実施しています。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	2018年度 第70期	2019年度 第71期	2020年度 第72期	2021年度 第73期 (当連結会計年度)
売 上 高	42,513百万円	41,217百万円	33,050百万円	33,976百万円
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)	827百万円	1,342百万円	△446百万円	△657百万円
親会社株主に帰 属する当期純利 益又は親会社株 主に帰属する当 期 純 損 失 (△)	195百万円	191百万円	△717百万円	△945百万円
1 株 当 た り 当期純利益又は 1 株 当 た り 当期純損失(△)	82.99円	81.47円	△303.25円	△398.03円
総 資 産	25,231百万円	22,193百万円	24,055百万円	20,782百万円
純 資 産	12,468百万円	11,417百万円	11,351百万円	10,104百万円
1 株 当 た り 純 資 産	5,263.43円	4,792.88円	4,747.70円	4,202.56円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は期中平均株式数により算出しております。
 なお、自己株式数を除いて算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

② 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	2018年度 第70期	2019年度 第71期	2020年度 第72期	2021年度 第73期 (当事業年度)
売 上 高	23,722百万円	23,837百万円	20,310百万円	15,099百万円
経常利益又は 経常損失(△)	349百万円	738百万円	△233百万円	△479百万円
当期純利益又は 当期純損失(△)	△127百万円	321百万円	△699百万円	△511百万円
1株当たり 当期純利益又は 1株当たり 当期純損失(△)	△53.90円	136.64円	△295.60円	△215.34円
総 資 産	19,477百万円	16,027百万円	18,610百万円	15,306百万円
純 資 産	9,260百万円	8,312百万円	8,385百万円	7,223百万円
1株当たり 純 資 産	3,906.65円	3,489.97円	3,510.44円	3,007.54円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は期中平均株式数により算出しております。
 なお、自己株式数を除いて算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(6) 重要な子会社の状況 (2022年3月31日現在)

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主要な事業内容
(株) ベ ネ ク シ ー	90百万円	100.0%	ドイツのコンフォートシューズの輸入販売、セレクトショップの運営
TRIACE LIMITED (香 港)	HK \$ 15,000千	100.0%	生活関連用品の輸出入
三 發 電 器 製 造 廠 有 限 公 司 (香 港)	HK \$ 25,000千	100.0% (100.0%)	家電OEM製品・ODM製品・自社製品の輸出
SANYEI CORPORATION (MALAYSIA)SDN.BHD. (マ レ ー シ ア)	MYR 1,000千	100.0% (100.0%)	マットレス等製造・輸出版売
三發電器製品(東莞)有限公司 (中 国)	RMB 16,693千	100.0% (100.0%)	家電OEM製品の製造、家電ODM製品・自社製品の開発・製造

(注) 出資比率の()内数字は、子会社が所有する比率であります。

(7) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社グループは、当社および子会社18社で構成されており、国内・海外拠点ともに生活用品事業を主たる業としております。

当社グループの営む主要な事業内容は、次のとおりです。

事 業	主 要 な 事 業 内 容
家 具 家 庭 用 品	リビング家具、ダイニング家具の企画・製造・輸出輸入販売 キッチン関連用品、インテリア用品、収納用品等の企画・輸出輸入販売、テーブルウェアの輸入販売
服 飾 雑 貨	服飾雑貨等の企画・輸出輸入販売 ドイツのコンフォートシューズの輸入販売、セレクトショップの運営 ファッションバッグ等の輸入販売
家 電	理美容家電、調理家電、家事家電等の企画・輸出輸入販売 OEM製品の製造・輸出、ODM製品・自社製品の開発・製造・輸出
そ の 他	ペットショップの運営、動物病院の運営 輸送資材・生活雑貨等の企画・販売、事務代行業務、リエゾン活動他

(8) 主要な営業所 (2022年3月31日現在)

① 当社

本	店	東京都台東区
支	社	東京都台東区
事	業 所	福岡県久留米市

② 子会社

(株)ベネクシー	東京都千代田区、〔店舗〕 全国46か所
(株)ゼリックコーポレーション	東京都台東区
(株) L & S コーポレーション	東京都台東区、〔店舗〕 全国6か所
(株)ペピカ	千葉県市川市、〔店舗〕 首都圏7か所、 〔動物病院〕 千葉県松戸市
(株)リリーベツト	千葉県市川市、〔動物病院〕 埼玉県さいたま市
(株)エッセンコーポレーション	東京都台東区、〔店舗〕 首都圏3か所
(株)サムコ	東京都台東区
三栄興産(株)	東京都台東区
TRIACE LIMITED	香港・九龍、中国・大連市、青島市、上海市、 深圳市
三栄洋行有限公司	香港・九龍
三發電器製造廠有限公司	香港・九龍
三發電器製品(東莞)有限公司	中国・東莞市(工場)
三栄貿易(深圳)有限公司	中国・深圳市、東莞市
三曄国際貿易(上海)有限公司	中国・上海市
台湾三栄貿易股份有限公司	台湾・台北市
SANYEI CORPORATION (MALAYSIA) SDN. BHD.	マレーシア・クアラルンプール市、 セランゴール州(工場)
TRIACE VIETNAM COMPANY LIMITED	ベトナム・ホーチミン市
SANYEI (DEUTSCHLAND) G.m.b.H	ドイツ・デュッセルドルフ市

(9) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
699名	49名(減)

(注) 上記の従業員のほかに、臨時従業員を年間平均397名雇用しております。

② 当社の従業員の状況

区分	従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	58名	5名(減)	44歳6か月	14年0か月
女性	50名	5名(増)	37歳7か月	5年10か月
合計	108名	0名(一)	41歳4か月	10年2か月

(注) 1. 従業員には、使用人兼務取締役2名および国内・海外への出向者21名は含んでおりません。
2. 上記の従業員のほかに、契約社員40名を雇用しております。

(10) 主要な借入先および借入額 (2022年3月31日現在)

借入先	借入額
(株)三菱UFJ銀行	3,794百万円
(株)三井住友銀行	1,400百万円
(株)みずほ銀行	610百万円

2. 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 普通株式 8,800,000株
 (2) 発行済株式の総数 普通株式 2,552,946株 (自己株式175,555株を含む)
 (3) 当事業年度末日の株主数 3,272名
 (4) 大株主(上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
三 栄 コ ー ポ レ ー シ ョ ン 取 引 先 持 株 会	127千株	5.37%
(株) 三 菱 U F J 銀 行	114千株	4.80%
東 銀 リ ー ス (株)	111千株	4.69%
S M B C 日 興 証 券 (株)	75千株	3.18%
(株)三 井 住 友 銀 行	63千株	2.65%
水 谷 裕 之	59千株	2.51%
三 栄 グ ル ー プ 従 業 員 持 株 会	52千株	2.21%
綜 通 (株)	49千株	2.09%
三 井 住 友 信 託 銀 行 (株)	42千株	1.77%
村 瀬 司	40千株	1.70%

- (注) 1. 当社は、自己株式を175,555株保有しておりますが、上位10名の株主からは除外しております。
 2. 持株数は、表示単位未満を切捨てて表示しております。
 3. 持株比率は、自己株式175,555株を除いて算出しております。また、小数点第3位を四捨五入して表示しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数	交 付 対 象 者 数
監 査 等 委 員 で な い 取 締 役	5,200株	6名
監 査 等 委 員 で あ る 取 締 役	2,200株	3名

- (注) 当社の株式報酬の内容につきましては、4.(3)の⑤および4.(3)の⑫に記載しております。

＜ご参考＞ 政策保有株式の保有方針

当社は、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資すると認められる企業の株式を政策的に取得・保有することを政策保有株式の方針とします。政策保有株式については、株式を安定的に保有することにより、取引関係の強化が図られることを通じて当社の企業価値向上に寄与する場合、発行企業への経営参画を通じた企業価値向上を企図する場合などがあります。保有による便益や経済合理性あるいは資本効率の観点から、保有の合理性を総合的に判断するため、毎年、取締役会で個別銘柄毎に定性的・定量的な検証を行います。検証の結果、継続保有に適さないと判断した政策株式については売却により縮減を進めることを方針とします。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
保有人数および新株予約権の数 当社取締役(監査等委員を除く) 当社取締役(監査等委員)	1名 5個 —	1名 4個 —	1名 4個 —
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	当社普通株式	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数 (新株予約権1個につき200株)	1,000株	800株	800株
権 利 行 使 期 間	2005年7月1日から 2035年6月30日まで	2006年8月2日から 2036年8月1日まで	2007年8月2日から 2037年8月1日まで
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額	新株予約権と引換え に払込みは要しない	新株予約権と引換え に払込みは要しない	新株予約権と引換え に払込みは要しない
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価値 (1株当たり)	1円	1円	1円
新株予約権の主な行使条件	(注)	(注)	(注)

名称	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
保有人数および新株予約権の数 当社取締役(監査等委員を除く) 当社取締役(監査等委員)	3名 18個 —	3名 29個 —	3名 18個 —
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	当社普通株式	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数 (新株予約権1個につき200株)	3,600株	5,800株	3,600株
権 利 行 使 期 間	2008年8月2日から 2038年8月1日まで	2009年8月4日から 2039年8月3日まで	2010年8月3日から 2040年8月2日まで
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額	新株予約権と引換え に払込みは要しない	新株予約権と引換え に払込みは要しない	新株予約権と引換え に払込みは要しない
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価値 (1株当たり)	1円	1円	1円
新株予約権の主な行使条件	(注)	(注)	(注)

名称	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権
保有人数および新株予約権の数 当社取締役(監査等委員を除く) 当社取締役(監査等委員)	3名 19個 —	3名 18個 —	3名 12個 —
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	当社普通株式	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数 (新株予約権1個につき200株)	3,800株	3,600株	2,400株
権 利 行 使 期 間	2011年8月2日から 2041年8月1日まで	2012年8月2日から 2042年8月1日まで	2013年8月2日から 2043年8月1日まで
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額	新株予約権と引換え に払込みは要しない	新株予約権と引換え に払込みは要しない	新株予約権と引換え に払込みは要しない
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価値 (1株当たり)	1円	1円	1円
新株予約権の主な行使条件	(注)	(注)	(注)

名称	第10回新株予約権	第11回新株予約権	第12回新株予約権
保有人数および新株予約権の数 当社取締役(監査等委員を除く) 当社取締役(監査等委員)	3名 16個 —	4名 15個 —	4名 14個 —
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	当社普通株式	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数 (新株予約権1個につき200株)	3,200株	3,000株	2,800株
権 利 行 使 期 間	2014年8月4日から 2044年8月3日まで	2015年8月4日から 2045年8月3日まで	2016年8月2日から 2046年8月1日まで
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額	新株予約権と引換え に払込みは要しない	新株予約権と引換え に払込みは要しない	新株予約権と引換え に払込みは要しない
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価値 (1株当たり)	1円	1円	1円
新株予約権の主な行使条件	(注)	(注)	(注)

名称	第13回新株予約権
保有人数および新株予約権の数 当社取締役(監査等委員を除く) 当社取締役(監査等委員)	6名 16個 2名 4個
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数 (新株予約権1個につき200株)	4,000株
権 利 行 使 期 間	2017年8月2日から 2047年8月1日まで
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額	新株予約権と引換え に払込みは要しない
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価値 (1株当たり)	1円
新株予約権の主な行使条件	(注)

(注) 1. 新株予約権の主な行使条件は、以下のとおりです。

- ・取締役は当社の取締役退任日の翌日から、10日を経過する日までの期間に限り行使できる。
- ・新株予約権の全部を一括して行使しなければならない。
- ・その他の新株予約権の行使条件については、当社と対象取締役との間で締結する「新株予約権割当契約書」において定めるところによる。

2. 2013年10月1日付で普通株式5株につき1株の株式併合を行いました。株式併合に伴い、新株予約権の目的となる株式数は新株予約権1個につき200株となりました。

(2) 当事業年度中に当社使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項 (2022年3月31日現在)

(1) 取締役の氏名等

氏 名	地 位	担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
小 林 敬 幸	代表取締役会長		
水 越 雅 己	代表取締役社長		
佐 野 雅 彦	専務取締役	営業本部長	
柴 田 渉	常務取締役		(株)L&Sコーポレーション 代表取締役社長
寺 本 将 憲	取締役		
高 橋 哲 也	取締役	管理本部長 チーフ・コンプライアンス・ オフィサー(CCO)	TRIACE LIMITED 董 事 長 三曄国際貿易(上海)有限公司 董 事 長 三栄貿易(深圳)有限公司 董 事 長 三栄洋行有限公司 董 事 長 台湾三栄貿易股份有限公司 董 事 長
清 水 誠 二	取締役 (監査等委員・常勤)		
今 井 靖 容	取締役 (監査等委員)		日本放送協会関連団体事業活動審 査委員会委員長
水 上 洋	取締役 (監査等委員)		エレマテック(株)社外監査役 GMOグローバルサイン・ホール ディングス(株) 社外取締役(監査等委員) 中野冷機(株)社外取締役

- (注) 1. 取締役(監査等委員)今井靖容氏および取締役(監査等委員)水上洋氏は、社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員)清水誠二氏は、当社での長年に亘る管理本部長の経験から、財務・会計、コンプライアンス等管理面に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役(監査等委員)今井靖容氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役(監査等委員)水上洋氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、報告の受領や会議への出席を継続的・実効的に行うなど、情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、常勤の監査等委員を置いております。
6. 当社は、取締役(監査等委員)今井靖容氏および取締役(監査等委員)水上洋氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 当社は、取締役小林敬幸氏、取締役水越雅己氏、取締役佐野雅彦氏、取締役柴田涉氏、取締役寺本将憲氏、取締役高橋哲也氏、取締役清水誠二氏、取締役今井靖容氏、取締役水上洋氏との間で、会社法第430条の2第1項の規定する補償契約を当社が適当と判断する内容で締結しており、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。
8. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、各取締役は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約の被保険者の範囲は役員等であり被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約の内容の概要は、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が被る損害（損害賠償金および争訟費用）を補償します。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。当該定款の定めに基づき、当社と、取締役(監査等委員)今井靖容氏および取締役(監査等委員)水上洋氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に規定する額であります。

(3) 取締役の報酬等

役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、予め決議する内容について、指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

《役員報酬制度》

①役員報酬制度の基本方針

当社の企業理念を实践できる多様で優秀な人材を確保するために競争力のある報酬水準を目指します。また、透明性や公正性の高い決定プロセスとするため、取締役会は、取締役会の諮問機関として設置された任意の指名・報酬委員会の答申を踏まえて決定しております。

②監査等委員でない取締役の役職ごとの報酬方針

(i) 社長の固定報酬

基礎報酬に、過年度の支給実績を踏まえた中長期実績見合いを加算して月の固定報酬とします。

(ii) 社長の業績連動報酬

短期の業績連動報酬として、「短期インセンティブ」(後述)で算出した金額を役員賞与とします。

(iii) 社長以外の監査等委員でない取締役の報酬

社長以外の監査等委員でない取締役の報酬については、月額報酬、役員賞与とともに、社長の金額を100%として、その職責に応じた支給割合を乗じた金額を目処としています。ただし、業績連動報酬については、各取締役の賞与査定結果を反映したものとなります。

③方針の決定権限を有する者の名称、権限の内容

役員報酬の方針の決定権限を有する機関は、取締役会です。取締役会は、指名・報酬委員会の意見を踏まえ、役員報酬に関する基本的な考え方や構成、業績連動報酬に係る指標等を決定します。

④役員報酬の決定に関与する委員会

監査等委員でない取締役の報酬は、代表取締役より、指名・報酬委員会に上記の考え方に基づいて算出された個人別の諮問案が提出され、当該諮問案に対する同委員会の答申書等を踏まえて、取締役会で決定されます。

⑤業績連動報酬とそれ以外の報酬等の支払割合の決定方針

取締役の報酬は、基本報酬となる固定月額報酬および単年度の業績連動報酬となる役員賞与に加えて、中長期インセンティブ(株式報酬)として、役位毎に定めた定額の報酬テーブルに見合う特定譲渡制限付株式(RS)の交付制度を採用しております。

なお、各報酬の支給割合は達成した業績および個人評価に応じて決定します。

⑥短期の業績連動報酬に係る指標

短期の業績連動報酬に係る指標は、単年度の連結経常利益とします。なお、短期インセンティブは、単年度の連結経常利益に基づく業績連動報酬が該当し、役員賞与として支給します。

⑦指標を選択した理由

短期の業績連動報酬の指標は、グループ全体の経営成績が反映するよう当該年度の連結経常利益としています。

⑧業績連動報酬の額の決定方法

代表取締役による諮問案に基づき、取締役会の諮問機関として設置された任意の指名・報酬委員会の答申、および監査等委員会の意見を踏まえて取締役会で決定します。

⑨監査等委員である取締役の報酬

監査等委員である取締役の報酬は、業務執行役員である監査等委員でない取締役の基礎報酬から、業務執行責任部分や勤務形態(常勤・非常勤)、社外性相当分を加減した固定月額報酬を原則とします。

手続の概要は以下のとおりです。

代表取締役は、監査等委員会に監査等委員である取締役の月額報酬案を提案します。

監査等委員は、代表取締役から提案された月額報酬案を参考にして、監査等委員である取締役の月額報酬を協議の上、決定し、結果を取締役に報告します。

なお、取締役としての責務に鑑み、中長期インセンティブとして、監査等委員でない取締役と同等の特定譲渡制限付株式（RS）を交付します。

⑩取締役に対し報酬等を与える時期または条件の決定方針

取締役に対し報酬等を与える時期は、報酬の種類ごとの目的に応じて定めることとします。

生活基礎給としての基本報酬の支給時期は、毎月の従業員の給与支給日に合わせるものとします。

単年度の業績連動報酬としての役員賞与の支給時期は、原則として毎年1回、当該年度の定時株主総会が終了した日の翌営業日を目処とします。

取締役に対する中長期インセンティブとして、特定譲渡制限付株式（RS）の交付時期は、特定譲渡制限付株式交付に関する規程に従い、取締役就任後間もない毎年7月20日を目処とします。

⑪最近事業年度における業績連動報酬に係る目標、実績

2021年度期初の業績予想：連結経常利益1億円

2021年度連結経常利益▲6億円

⑫役員報酬等に関する株主総会決議

監査等委員でない取締役の報酬限度額は、2015年6月26日開催の第66回定時株主総会において年額2億円以内（ただし、使用人兼務取締役に対する使用人部分の給与は含まない）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の員数は、監査等委員でない取締役8名です。なお、当該報酬限度額とは別枠として、特定譲渡制限付株式の交付に関しては、当該株式交付のために支給する報酬は金銭債権とし、支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払い込むことで、当該株式の交付を受けることとなりますが、その金銭債権の総額の上限金額は、2018年6月28日開催の第69回定時株主総会において、年額2千5百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の員数は、監査等委員でない取締役8名です。

また、監査等委員である取締役の報酬限度額は、2015年6月26日開催の第66回定時株主総会において年額4千万円と決議いただいております。当該株主総会終結時点の員数は、監査等委員である取締役3名です。なお、監査等委員である取締役に対する特定譲渡制限付株式交付に関しては、監査等委員でない取締役の場合と同様、当該株式交付のために支給する報酬は金銭債権とし、支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払い込むことで、当該株式の交付を受けることとなりますが、その金銭債権の総額の上限金額は、2018年6月28日開催の第69回定時株主総会において、年額1千万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の員数は、監査等委員である取締役3名です。

⑬直近年度の役員報酬等の額の決定過程における取締役会、委員会等の活動内容

2021年3月31日および2021年4月23日、指名・報酬委員会において、代表取締役が策定した報酬案について協議し、取締役会に答申書を提出しました。

2021年4月27日、監査等委員会は、指名・報酬委員会の答申に基づいて協議し、取締役会に意見書を提出しました。

2021年6月29日、取締役会は、指名・報酬委員会の答申書および監査等委員会の意見書を踏まえて、役員報酬を決議しました。

2021年6月29日、取締役会は、規定に基づいて、特定譲渡制限付株式交付を決議しました。

(4)当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百 万 円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる役員の 員数(名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非 金 銭 報 酬 等	
監査等委員でない取締役	102	91	—	10	6
監査等委員である取締役	38	33	—	4	3
合 計	140	125	—	15	9

- (注) 1.取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人部分の給与は含まれておりません。
2.業績連動報酬等にかかる業績指標およびそれを選択した理由は、4.(3)の⑥および⑦のとおりです。その実績は4.(3)の⑪のとおりです。また当社の業績連動報酬は、4.(3)の②(ii)(iii)のとおりです。
3.非金銭報酬等の内容は、4.(3)の⑤および4.(3)の⑫のとおりです。
4.監査等委員でない取締役の報酬限度額および監査等委員である取締役の報酬限度額は、4.(3)の⑫のとおりです。
5.上記金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

地 位	氏 名	重要な兼職の状況	当社との関係
社外取締役 (監査等委員)	今井靖容	日本放送協会関連団体事業活動 審査委員会委員長	特別の関係はありません。
社外取締役 (監査等委員)	水上 洋	エレマテック(株)社外監査役 GMOグローバルサイン・ホール ディングス(株)社外取締役 (監査等委員) 中野冷機(株)社外取締役	特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏 名 地 位	出席状況、発言状況 および社外取締役役期待される役割に関して行った職務の概要
今井靖容 社外取締役 (監査等委員)	今井社外取締役役には、取締役会メンバーとして、企業会計・会計監査に関する専門家の視点から、取締役会に上程された事案に対する疑問や質問、問題点の指摘など忌憚のない発言を期待するとともに、他社の社外取締役役等として長年企業経営に関与されている経験・知識に基づく経営全般に関する助言等を期待いたしました。今井社外取締役役は、当事業年度に14回開催された全ての取締役会に出席し、ブランド販売子会社の棚卸資産の評価に関する課題の指摘や、当社独自の改訂CGコードガイドライン制定時には、他社例を交えた適切な提言を行うなど、期待通り、職務を遂行いたしました。また、12回開催された監査等委員会にも全て出席しています。監査等委員会において、取締役会の実効性評価に関する分析を行った際や、代表取締役との意見交換会において、気候変動リスクやSDGs対応について協議した際などにおいて、他社動向も踏まえた専門的視点から課題を指摘するなど、社外取締役役期待する客観的視点に基づく職務を実行しました。
水上 洋 社外取締役 (監査等委員)	水上社外取締役役には、取締役会メンバーとして、企業法務・リスクマネジメントに関する専門家の観点から、上程された事案に関する疑問や質問、問題点の指摘など忌憚のない発言を期待するとともに、当社以外の数社で社外取締役役等として長年企業経営に関与されている経験・知識に基づく経営全般に関する助言等を期待いたしました。水上社外取締役役は、当事業年度に14回開催された全ての取締役会に出席し、改正会社法で新設された会社補償契約の制度設計に関する指導のほか、ブランド販売子会社の総代理店契約更新時に想定されるリスクの指摘など、期待通り、職務を遂行いたしました。また、12回開催された監査等委員会にも全て出席し、現業部門によるコンプライアンス通報窓口の利用実績と対応状況の報告に対し、将来の不測の事態に備えた組織的な対応等に関する指導や、代表取締役との意見交換会においても、気候変動リスクやSDGs対応について協議した際に、他社事例を引き合いにSDGsへのアプローチ手法の助言など、社外取締役役期待する客観的視点に基づく職務を実行しました。

(注) 会社法第370条および当社定款の規定に基づき取締役会決議があったものとみなす書面決議はありませんでした。

③社外役員の当事業年度に係る報酬等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる役員の 員数(名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
社外取締役 (監査等委員)	22	19	—	2	2

<ご参考> 当社社外取締役の独立性判断基準

当社では、以下に掲げる要件を全て満たす場合に、独立性を有すると判断します。

- ・会社法が定める社外取締役の要件を満たすこと。
 - ・東京証券取引所の独立性基準に該当しないこと。
 - ・次に掲げる①から⑩までの要件のいずれにも該当しないこと。
- ①現在および過去10年間に於いて当社または当社グループ各社の業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員その他部長レベルの重要な使用人等）であった者
 - ②当社の大株主（直接、間接に拘わらず、実質的に10%以上の議決権を保有する者）またはその業務執行者（同上）に該当する者
 - ③主要な取引先（当社の借入額が当社連結総資産の2%を超える借入先）の業務執行者（同上）に該当する者
 - ④主要な取引先（当社との取引が当社連結売上高あるいは連結収益の2%を超える取引先）の業務執行者（同上）に該当する者
 - ⑤主要な取引先（当社との取引高が当該取引先の年間連結取引高の2%を超える取引先）の業務執行者に該当する者
 - ⑥当社より、役員報酬以外に年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、弁護士、公認会計士等の専門的サービスを提供する者に該当する者
 - ⑦当社および当社グループ各社より、年間1,000万円を超える寄付や助成を受けている者あるいは法人の業務執行者（同上）に該当する者
 - ⑧当社および当社グループの会計監査人の代表社員または社員に該当する者
 - ⑨当社の社外役員としての任期が8年を超える者
 - ⑩過去3年間に於いて、上記②～⑧に該当する者あるいはその配偶者を含む二親等以内の親族である者

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	37百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	37百万円

- (注) 1. 当社の海外子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士の監査を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 監査等委員会が会計監査人に対する報酬等に同意した理由

監査等委員会は、会計監査人および社内関係部署からの資料の入手および報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況、報酬見積もりの算出根拠等について検討した結果、いずれも適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査等委員会は監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、上記の他、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度の運用状況の概要は次のとおりです。

- ①ガバナンス強化の一環として、CGコード83個全ての取組状況をまとめた「CGコード・ガイドライン」を策定し、公式サイトに掲載しました。
- ②経営の効率性向上およびコーポレートガバナンス強化等を推進するため、決裁権限表の統一化を進めるとともに、取締役会とEC(Executive Committee)の在り方の議論を始めました。
- ③当社グループ関係会社の業務適正を確保するため、関係会社の諸規定や内部統制文書を見直すとともに、コンプライアンス、ガバナンス、与信管理などの研修会を開催しました。
- ④役職員の内部統制に対する理解度を高めるため、企業倫理研修の一環として内部統制研修を実施しました。
- ⑤取締役が果断に意思決定を行えるよう「会社補償制度」を導入しました。
- ⑥柔軟な働き方と生産性向上を促進するため、全社員対象に在宅勤務制度を導入しました。
- ⑦新型コロナウイルス感染症防止のため、危機対策本部事務局会議で具体的な対応策を検討・策定するとともに、「危機管理基本マニュアル」に定められている安否確認の機能アップを図るため、新システムへ移行しました。

(2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

①利益配分に関する基本方針

当社グループは、株主の皆様に対する適切な利益還元を経営の重要課題の一つと位置付けております。また、将来の事業展開や不測の事態に備えて、内部留保による財務体質の充実に努め、経営基盤の強化を図るとともに、株主の皆様に対する配当につきましては、当社グループの財政状態、今後の業績動向や資金需要などを総合的に判断し決定することとしています。

②配当決定に関する基本方針

当社グループは、『随縁の思想』を企業理念としております。『随縁の思想』とは、縁に随って出会った人々がお互いに助け合うことを大切にする考え方で、当社創業時からの経営思想でもあります。この企業理念の下、当社との縁を紡がれた株主の皆様への配当は、株主の皆様が安心して当社株式を長期保有していただけるよう、可能な限り継続的に実施することとしています。

なお、剰余金の配当等の決定機関は、定款に定めるとおり取締役会に授權されております。上記を踏まえて、2022年3月期の年間配当は中間配当1株当たり10円と合わせて、20円となりました。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
〔資産の部〕		〔負債の部〕	
流動資産	(15,707,171)	流動負債	(6,686,180)
現金及び預金	4,599,863	支払手形及び買掛金	1,761,810
受取手形	26,574	短期借入金	2,873,339
売掛金	3,859,489	一年内返済予定の長期借入金	50,000
契約資産	333	リース債務	46,326
商品及び製品	6,319,136	未払法人税等	55,572
仕掛品	36,223	契約負債	66,432
原材料及び貯蔵品	178,078	賞与引当金	215,129
前渡金	159,371	役員賞与引当金	266
前払費用	158,599	未払金	842,719
その他の流動資産	376,437	未払費用	398,890
貸倒引当金	△6,936	未払消費税等	146,659
		その他の流動負債	229,035
固定資産	(5,075,409)	固定負債	(3,992,086)
有形固定資産	(2,041,310)	社債	1,950,000
建物及び構築物	1,074,680	長期借入金	1,200,000
機械装置及び運搬具	126,561	リース債務	48,106
工具・器具及び備品	148,578	繰延税金負債	210,474
土地	561,367	再評価に係る繰延税金負債	48,964
リース資産	16,851	退職給付に係る負債	251,476
建設仮勘定	31,374	役員退職慰労引当金	61,652
その他の有形固定資産	81,895	資産除去債務	206,005
無形固定資産	(546,712)	その他の固定負債	15,407
投資その他の資産	(2,487,387)	負債合計	10,678,267
投資有価証券	1,726,108	〔純資産の部〕	
長期貸付金	10,303	株主資本	(9,096,992)
繰延税金資産	53,611	資本金	1,000,914
その他の投資	741,916	資本剰余金	697,438
貸倒引当金	△44,553	利益剰余金	7,747,107
資産合計	20,782,581	自己株	△348,468
		その他の包括利益累計額	(894,130)
		その他有価証券評価差額金	646,410
		繰延ヘッジ損益	42,778
		土地再評価差額金	110,945
		為替換算調整勘定	93,995
		新株予約権	(73,705)
		非支配株主持分	(39,484)
		純資産合計	10,104,313
		負債純資産合計	20,782,581

(2021年 4 月 1 日から)
(2022年 3 月31日まで)

招集ご通知

事業報告

計算書類

監查報告

株主総会参考書類

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
〔資産の部〕		〔負債の部〕	
流動資産	(11,058,557)	流動負債	(4,615,843)
現金及び預金	1,369,988	買掛金	896,305
受取手形	18,865	短期借入金	2,922,564
売掛金	1,952,145	一年内返済予定長期借入金	50,000
商品	1,349,596	リース負債	1,749
未収入金	178,539	未払金	490,473
短期貸付金	10,610,412	未払法人税等	11,202
前払費用	93,783	契約負債	10,977
その他の流動資産	90,255	未払消費税等	29,872
貸倒引当金	△4,605,028	賞与引当金	95,000
固定資産	(4,248,055)	デリバティブ負債	2,790
有形固定資産	(997,395)	その他の流動負債	104,908
建物	652,599	固定負債	(3,466,955)
構築物	7,335	社債	1,950,000
機械及び装置	418	長期借入金	1,200,000
車両及び運搬具	3,422	リース負債	874
工具・器具及び備品	16,435	繰延税金負債	180,073
土地	311,119	再評価に係る繰延税金負債	48,964
リース資産	2,430	退職給付引当金	82,742
建設仮勘定	3,635	その他の固定負債	4,300
無形固定資産	(475,562)	負債合計	8,082,798
借地権	188,282	〔純資産の部〕	
電話加入権	799	株主資本	(6,345,028)
ソフトウェア	286,480	資本	(1,000,914)
投資その他の資産	(2,775,097)	資本剰余金	(697,438)
投資有価証券	1,726,108	資本準備金	645,678
関係会社株式	880,086	その他資本剰余金	51,759
関係会社出資金	29,960	利益剰余金	(4,995,143)
長期貸付金	10,093	利益準備金	217,110
長期未収入金	36,757	その他利益剰余金	4,778,033
長期前払費用	40,710	別途積立金	1,900,000
その他の投資	95,934	繰越利益剰余金	2,878,033
貸倒引当金	△44,553	自己株式	(△348,468)
資産合計	15,306,613	評価・換算差額等	(805,079)
		その他有価証券評価差額金	646,410
		繰延ヘッジ損益	47,723
		土地再評価差額金	110,945
		新株予約権	(73,705)
		純資産合計	7,223,814
		負債純資産合計	15,306,613

損 益 計 算 書

(2021年 4 月 1 日から)
(2022年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		15,099,724
売上原価		12,629,897
売上総利益		2,469,827
販売費及び一般管理費		3,563,752
営業損失		1,093,925
営業外収益		
受取利息	83,493	
受取配当金	472,492	
為替差益	91,019	
その他	7,267	654,273
営業外費用		
支払利息	35,632	
社債利息	3,380	
その他	1,290	40,302
経常損失		479,954
特別利益		
投資有価証券売却益	12,478	12,478
特別損失		
固定資産除却損	1,245	
投資有価証券売却損	2,839	
投資有価証券評価損	2,893	6,978
税引前当期純損失		474,455
法人税、住民税及び事業税	23,200	
法人税等調整額	13,791	36,992
当期純損失		511,447

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月23日

株式会社 三栄コーポレーション
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員
指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

鶴見 寛 ㊞

公認会計士

山田 大介 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社三栄コーポレーションの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三栄コーポレーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月23日

株式会社 三栄コーポレーション

取締役会 御 中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 鶴 見 寛 ㊞

公認会計士 山 田 大 介 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社三栄コーポレーションの2021年4月1日から2022年3月31日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第73期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、当期の監査計画、職務の分担等に従い、内部監査室及びその他内部統制所管部門と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、重要な会議等における意思決定の過程及び内容、重要な決裁書類等の内容、取締役の職務執行の状況、並びに会社の財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月23日

株式会社三栄コーポレーション監査等委員会

常勤監査等委員 清水 誠 二 ㊟

監査等委員 今井 靖 容 ㊟

監査等委員 水上 洋 ㊟

(注) 監査等委員今井靖容及び水上洋は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されます。株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ①株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第18条(株主総会参考書類等の電子提供措置)第1項を新設するものであります。
 - ②株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第18条(株主総会参考書類等の電子提供措置)第2項を新設するものであります。
 - ③株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第18条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④上記の新設および削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。
- (2) SDGsやESGへの取組み強化および現状に即した事業目的とするため、現行定款第2条(目的)を変更するものであります。
- (3) 現行定款第36条(会計監査人の報酬等)では、会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める、としています。上位機関である取締役会にて決議すべく、会計監査人の報酬決定機関を『取締役会』とするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示しております)

現行	改定案
(目的) 第2条 当会社は次の事業を営むことを目的とする。 (1)次の物品の貿易業、売買業、問屋業、代理業、仲介業、製造業、修理業ならびに小売店業 イ. 家庭用電化製品、理美容家電、家庭用電子機器、電気通信機器、電気および電子調理機器ならびに厨房機器、電気および電子業務用厨房施設ならびに機器 ロ. 家具、木工製品 ハ. 繊維および繊維製品、皮革および皮革製品、衣料品、袋物、履物、敷物、靴、鞆 ニ. 家庭用雑貨、厨房用品、陶磁器、硝子製品 ホ. 動物、動物用具および器具、動物用医薬品および医薬部外品、動物用飼料 ヘ. 食料品、飲料、水産物、農畜産物 ト. 事務用機器、文房具 チ. 機械および電気工具、自転車および自動二輪車ならびに自動車の部品・アクセサリー リ. 光学機器および製品 ヌ. 医療品、家庭用医療機器 ル. 玩具、スポーツおよび遊技用品、楽器	(目的) 第2条 当会社は次の事業を営むことを目的とする。 (1)次の物品の貿易業、売買業、問屋業、代理業、仲介業、製造業、修理業ならびに小売店業 イ. 家庭用電化製品、理美容家電、家庭用電子機器、電気通信機器、電気および電子調理機器ならびに厨房機器、電気および電子業務用厨房施設ならびに機器、 <u>照明器具、音響機器、電池</u> ロ. 家具、木工製品 ハ. 繊維および繊維製品、皮革および皮革製品、衣料品、袋物、履物、敷物、靴、鞆 ニ. 家庭用雑貨、厨房用品、陶磁器、硝子製品 ホ. 動物、動物用具および器具、動物用医薬品および医薬部外品、動物用飼料 ヘ. 食料品、飲料、水産物、農畜産物 ト. 事務用機器、文房具 チ. 機械および電気工具、自転車および自動二輪車ならびに自動車の部品・アクセサリー リ. 光学機器および製品 ヌ. 医療品、家庭用医療機器 ル. 玩具、スポーツおよび遊技用品、楽器

招集
と
通知

事業
報告

計算
書類

監査
報告

株主
総会
参考
書類

現行	改定案
フ. 身辺装身具、装飾用雑貨、宝石類、喫煙具 ワ. 肥料、飼料 カ. ゴム製品、紙製品 コ. 日用品等の雑貨類 ク. 書籍、出版物 ケ. CD、DVD、ビデオ、ゲームソフト、コンピュータソフト コ. 工業用副資材および物流用副資材、建築用品および資材ならびに工具 ツ. 監視カメラ、セキュリティ機器、DVDレコーダー (2)第1号の物品の商品販売のフランチャイズチェーン形態および特約店形態による加盟店の募集ならびに加盟店の業務指導 (新 設) (3)スポーツ、観光、遊技場、レストラン等の施設の経営 (4)動産および不動産の賃貸、管理ならびにこれらの受託業務 (5)不動産および有価証券の売買、投資 (6)輸出入業務の代行 (7)経営コンサルタント業、企業の海外進出に係る斡旋業およびコンサルタント業 (8)ペットショップ、動物病院、動物のホテルおよび美容院の経営 (9)カルチャースクールの経営 (10)倉庫業および貨物運送業 (11)工事請負業、建築工事の設計および監理、建築工事および地域開発に関する調査、研究、立案の業務 (12)写真現像の取次代行業	フ. 身辺装身具、装飾用雑貨、宝石類、喫煙具、<u>化粧品</u> ワ. 肥料、飼料 カ. ゴム製品、紙製品 コ. 日用品等の雑貨類 ク. 書籍、出版物 ケ. CD、DVD、ビデオ、ゲームソフト、コンピュータソフト、<u>鑑賞植物、ギフト用品</u> コ. 工業用副資材および物流用副資材、建築用品および資材ならびに工具 ツ. 監視カメラ、セキュリティ機器、DVDレコーダー (2)第1号の物品の商品販売のフランチャイズチェーン形態および特約店形態による加盟店の募集ならびに加盟店の業務指導 <u>(3)古物営業法に基づく古物売買業</u> (4)スポーツ、観光、遊技場、レストラン等の施設の経営 (5)動産および不動産の賃貸、管理ならびにこれらの受託業務 (6)不動産および有価証券の売買、投資 (7)輸出入業務の代行 (8)経営コンサルタント業、企業の海外進出に係る斡旋業およびコンサルタント業 (9)ペットショップ、動物病院、動物のホテルおよび美容院の経営 (10)カルチャースクールの経営 (11)倉庫業および貨物運送業 (12)工事請負業、建築工事の設計および監理、建築工事および地域開発に関する調査、研究、立案の業務 (13)写真現像の取次代行業

現行	改定案
(13)損害保険代理業および生命保険募集の業務 (14)出版業 (15)給与計算代行業務 (16)各種企業に対する経営の診断および指導 (17)コンピュータのソフトウェア開発、情報処理機器および情報通信機器の販売に関するコンサルタント業 (18)労働者派遣業 (19)前各号に附帯関連する一切の業務 (20)前各号に掲げる以外の事業	(14)損害保険代理業および生命保険募集の業務 (15)出版業 (16)給与計算代行業務 (17)各種企業に対する経営の診断および指導 (18)コンピュータのソフトウェア開発、情報処理機器および情報通信機器の販売に関するコンサルタント業 (削 除) (19)前各号に附帯関連する一切の業務 (20)前各号に掲げる以外の事業
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削 除) (株主総会参考書類等の電子提供措置) 第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2. 当社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。
(新 設)	

招集と通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

現行	改定案
(会計監査人の報酬等) 第36条 会計監査人の報酬等は、 <u>代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u>	(会計監査人の報酬等) 第36条 会計監査人の報酬等は、 <u>取締役会が監査等委員会の同意を得て定める。</u>
(新 設)	<u>附 則</u> 第1条 変更前定款第18条の規定の削除および変更後定款第18条の規定の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに定める施行日(以下、「<u>施行日</u>」という。)から効力を生ずるものとする。 2. <u>施行日から次の定めを有するものとする。なお、本定めは、施行日から6か月を経過した日、もしくは施行日から6か月以内に開催する最後の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日まで、効力を有するものとする。</u> <u>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u> 3. <u>本条は、前項に定めるいずれか遅い日をもってこれを削除する。</u>

第2号議案 監査等委員でない取締役5名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員でない取締役全員(6名)が任期満了により退任となります。つきましては、取締役会において機動的に意思決定が行えるよう1名減員し、後任として監査等委員でない取締役5名の選任をお諮りするものであります。

なお、監査等委員会から、本議案の内容に異議がない旨のご意見をいただいております。

監査等委員でない取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
1	こばやし のり ゆき 小林 敬 幸 (1956年8月23日生)	1980年 4 月 当社入社 2003年 6 月 当社執行役員 2004年 6 月 当社取締役 2008年 4 月 当社営業本部長 2009年 1 月 当社常務取締役 2010年 1 月 当社専務取締役 2011年 1 月 当社代表取締役社長 2022年 1 月 当社代表取締役会長(現)	28,210株
	〔監査等委員でない取締役候補者とした理由〕 小林敬幸氏は、入社以来、海外事業を中心に営業部門に従事し、その豊富な国内外の業務経験に基づき卓抜した実績を挙げ、2004年に取締役、2011年に代表取締役社長に就任しました。2015年度には当社グループ歴代第2位の連結売上高と同第1位の連結経常利益を実現するなど、長期にわたり優れた経営手腕とリーダーシップを発揮しました。2022年1月には代表取締役会長に就任、引き続き当社グループ事業の持続的な成長に向けた経営を力強く推進しています。営業面のみならず管理面の強化にも大所高所から指導力を発揮するなどバランス感覚にも優れており、当社の経営者として相応しい人格・グローバルな企業経営に関する卓越した知見を有しています。こうしたことに鑑み、当社および当社グループの持続的な企業価値向上を実現するため、引き続き同氏を取締役候補者とするものであります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
2	みづ こし まさ き 水 越 雅 己 (1957年4月18日生)	1981年 4 月 住友商事(株)入社 2004年 6 月 (株)オリエンタルダイヤモンド 代表取締役社長 2004年10月 (株)トレセンテ代表取締役社長 2014年 5 月 当社入社 2015年 1 月 当社営業本部長補佐 当社家具事業部長 2016年 6 月 当社執行役員 2017年 6 月 当社取締役 2020年 6 月 当社常務取締役 当社営業本部副本部長 2022年 1 月 当社代表取締役社長(現)	16,800株
	〔監査等委員でない取締役候補者とした理由〕 水越雅己氏は、2015年に家具事業部長に就任、当社の代表的な事業の一つである家具事業の国内外における更なる発展に主体的に取り組み、優れた経営手腕を発揮しました。2017年には当社取締役に就任、また、2022年1月には、当社を取り巻くビジネス環境が大きく変容する中、新しいビジネスの創造、及び次の10年を見据えた事業展開を担うリーダーとして、代表取締役社長に就任しております。以来、これまで培った卸売り、小売り、ECビジネス等を含む多彩な商社経験や高い知見、また、前職までの豊富なマネジメント経験も活かしながら、当社グループ事業のさらなる成長と発展向上に向けて、社長としての職務と責任とを誠実かつ適切に遂行しております。こうしたことに鑑み、当社および当社グループの持続的な企業価値向上を実現するため、引き続き同氏を取締役候補者とするものであります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
3	さ の まさ ひこ 佐 野 雅 彦 (1962年9月25日生)	1986年 4 月 当社入社 2010年 4 月 当社服飾雑貨事業部長 2010年 6 月 当社執行役員 2011年 4 月 当社営業本部長補佐 2011年 6 月 三暉国際貿易(上海)有限公司董事長 2012年10月 (株)L&Sコーポレーション代表取締役会長 2015年 6 月 当社取締役 2016年 7 月 当社営業本部副本部長 2019年 4 月 当社営業本部長(現) 2019年 6 月 当社常務取締役 2020年 6 月 当社専務取締役(現)	16,100株
	〔監査等委員でない取締役候補者とした理由〕 佐野雅彦氏は、入社以来、長年に亘って当社の代表的なOEM事業の一つである服飾雑貨事業に従事し、同事業に係る高い専門的な知識と国内外における豊富な部材調達や商品開発等の経験を有して業容拡大に貢献してきました。2019年からは、営業本部長として、当社グループの営業活動全般を統括、牽引する重責を果たしております。また、これまでの数多くの海外拠点経営に基づく優れた国際感覚と豊富なマネジメント経験にも定評があります。こうしたことに鑑み、当社および当社グループの持続的な企業価値向上を実現するため、引き続き同氏を取締役候補者とするものであります。		

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
4	しば た わたる 柴 田 渉 (1960年9月25日生)	1985年 4 月 当社入社 2006年 4 月 三栄洋行有限公司董事長 2007年 6 月 当社執行役員 2008年 4 月 当社営業本部副本部長 TRIACE LIMITED董事長 2008年 6 月 当社取締役 2011年 4 月 当社経営企画室副室長 2012年 2 月 (株)ビルケンシュトックジャパン (現株)ベネクシー)代表取締役社長 2017年 6 月 当社常務取締役(現) 当社関連事業本部長 (株)L&Sコーポレーション代表取締役会長 2018年10月 (株)ベネクシー代表取締役会長 (株)L&Sコーポレーション代表取締役社長(現) 2021年 3 月 (株)ベネクシー代表取締役会長	17,200株
	〔監査等委員でない取締役候補者とした理由〕 柴田渉氏は、入社後、当社グループの二大事業の一つであるOEM事業に従事し、国内外で豊富な営業経験と高い専門的知識を身に付けました。その後、2008年の取締役就任と相前後して、国内外の最重要関係会社の社長を歴任、グローバルな企業経営に携わることにより、優れたマネジメント能力に磨きを掛けました。また、国内ブランド事業複数社の経営経験を通じて、当社グループのもう一つのコア事業であるブランド事業に関する豊富な知見も有しております。こうしたことに鑑み、当社および当社グループの持続的な企業価値向上を実現するため、引き続き同氏を取締役候補者とするものであります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
5	たか はし てつ や 高 橋 哲 也 (1962年1月9日生)	1984年 4 月 (株)東京銀行 (現株)三菱UFJ銀行)入行 2009年11月 (株)三菱東京UFJ銀行(現株)三菱UFJ銀行)台北支店長 2011年 8 月 同社国際コンプライアンス統括部長(特命) 2012年 1 月 同社国際管理部長 2012年 5 月 同社国際オペレーション統括部長 2015年10月 当社入社 当社関連事業本部長補佐 2016年 9 月 TRIACE LIMITED董事総経理 2017年 4 月 三暉国際貿易(上海)有限公司董事長(現) 三栄貿易(深圳)有限公司董事長(現) 三栄洋行有限公司董事長(現) 2017年 6 月 当社執行役員 当社管理本部副本部長 2019年 3 月 TRIACE LIMITED董事長(現)兼総経理 2019年 6 月 当社取締役(現) 当社管理本部長・当社CCO 2021年 4 月 台湾三栄貿易股份有限公司董事長(現) 2022年 4 月 当社総務・人事本部長(現)	5,800株
	〔監査等委員でない取締役候補者とした理由〕 高橋哲也氏は、入社以来、前職における豊富な海外業務経験やマネジメント経験を活かしながら、海外関係会社、関連事業本部、管理本部において、経営管理のグローバル態勢強化に精力的に取組んで参りました。2019年に取締役役に就任、管理本部長およびチーフ・コンプライアンス・オフィサーとして、経営管理・財務戦略・リスクマネジメント・内部統制・ガバナンス態勢の更なる強化に向け優れた経営手腕を発揮すると共に、2022年4月からは総務・人事本部長として人事政策全般を統括する重責を果たしております。こうしたことに鑑み、当社および当社グループの持続的な企業価値向上を実現するため、引き続き同氏を取締役候補者とするものであります。		

- (注) 1.各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2.当社は、本議案が原案どおり承認され、取締役役に就任した場合には、小林敬幸氏、水越雅己氏、佐野雅彦氏、柴田渉氏、および高橋哲也氏との間で、会社法第430条の2第1項の規定する補償契約を当社が適当と判断する内容で契約を継続する予定です。
3.当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、取締役役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約の被保険者の範囲は役員等であり被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約の内容の概要は、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が被る損害（損害賠償金および争訟費用）を補償します。

＜ご参考＞ 取締役選任・指名の方針

- ・当社は、監査等委員でない取締役は10名以内、監査等委員である取締役は4名以内とします。
- ・監査等委員でない取締役については、会社経営や当社の事業に精通し、業務執行取締役として、当社に貢献でき、かつ、人格・識見に優れている人物とします。
- ・監査等委員である取締役については、経営の監視・監督機能を担う役割を果たすとともに、会社の企業活動に助言を行なうことができる人物とします。
- ・社外取締役については、法律・財務・会計・会社経営などの専門的知識や経験があり、高い人格・識見を有する人物から2名以上選ぶこととします。
- ・社外取締役を選ぶにあたっては、会社法に定める社外取締役の要件、東京証券取引所の定める独立性判断基準および2018年9月28日に取締役会で承認された当社独自の独立性の判断基準のいずれにも反しない人物の中から、当社に相応しい人物を選ぶこととします。
- ・取締役会の構成としては、経営企画、営業部門、管理部門など、当社の事業運営に関わる専門的な識見・能力を有する取締役と、2名以上の社外取締役により取締役会を構成することを基本とします。
- ・監査等委員会の構成としては、社内・社外を問わず、財務・会計に関する十分な知見を有する者を1名以上選任することを基本とします。
- ・多様性を重視した取締役の選任を実現するため、外国人や男女による差別は行いません。
- ・透明性や公正性の高い決定プロセスとするため、取締役会の諮問機関として設置された任意の指名・報酬委員会の答申を踏まえて、定時株主総会に上程する取締役候補者を取締役会決議により決定します。

【株主総会後の取締役会のスキル・マトリックス】

第2号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役会のスキル・マトリックスは以下のとおりであります。

〔スキル・マトリックス〕

当社グループでは、「くらしに、良いものを。」をテーマに、生活用品の取扱いを事業の主軸に置き、グローバルなネットワークと優れたサプライチェーン体制の下で、商品の企画・製造・生産管理・物流・アフターサービスまで一貫して支援・提供する「OEM事業」と、国内外の秀逸なブランドあるいは当社固有のブランド商品を販売する「ブランド事業」という2つのビジネスモデルを展開しています。これらのビジネスを展開し、当社グループの企業価値を持続的に高めていくために、当社では取締役が備えるべきスキルとして、以下のスキルを特定いたしました。取締役の候補者選定にあたっては、取締役会全体として、当該スキル構成に極端な偏りが生じないようにバランス、多様性を考慮してまいります。

〔2022年6月29日開催の定時株主総会の取締役選任議案が承認されたのちの経営体制〕

スキル	グローバル・マネジメント	財務・会計	法務・リスクマネジメント	サステナビリティ	マーチャングダイジング	マーケティング	サプライチェーン・マネジメント	ヒューマン・リソース
説明	国内外における企業経営、事業運営の経験(海外においては特にアジア)	財務会計や経理、ファイナンスなどの経験と知識	法律の知識やリスクマネジメントの経験と知識	ESGに配慮した事業展開、環境への理解(作り手・商品提供者の責任として、地球の環境、人々の健康を守ることを実践すること)	経営ビジョンに掲げる「くらしに、良いものを。」を体現する生活用品業界における知識・経験。特に部材の調達力、商品開発力	秀逸なブランドを発掘する目利き力、ブランディング強化や新ブランドの市場投入の経験・知見	工場(製造・品質管理)から物流・店舗運営・小売まで一貫したサービスをグローバルな視点で提供する知見・経験	人事・人材開発、労務の経験と知識や多様性に対する理解と知見
小林 敬幸	○			○	○	○	○	
水越 雅己	○			○	○	○	○	
佐野 雅彦	○			○	○	○	○	
柴田 渉	○			○	○	○	○	
高橋 哲也	○	○	○			○		○
清水 誠二 (監査等委員)	○	○	○					○
今井 靖容 (監査等委員)		○						
水上 洋 (監査等委員)			○					

以上

株式会社三栄コーポレーション
第73回 定時株主総会
会場ご案内図

〒130-0015 東京都墨田区横網一丁目6番1号
第一ホテル両国 5階「北斎」
電話 (03) 5611-5211 (代表)



[交通のご案内]

- J R 総武線「両国」駅東口・西口より徒歩約6分
- 都営地下鉄大江戸線「両国」駅A1出口直結